

政令第 号

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済産業省関係政令の整備等に関する政令

内閣は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（中小企業等協同組合法施行令の一部改正）

第一条 中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の表第八百四十九條第三項第一號の項中「いう」の下に「。以下同じ」を加え、同項の次に次のように加える。

第八百四十九條の二第一號

監査役設置会社

監査権限限定組合以外の組合

第二十八條第四項の表第八百四十九條第三項第一號の項中「いう」の下に「。以下同じ」を加え、同項の次に次のように加える。

第八百四十九条の二第一号

監査役設置会社 監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、各監査役）

監査権限限定組合以外の組合 監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）

第二十九条及び第三十条を削り、第三十一条を第二十九条とし、第三十二条から第三十四条までを二条ずつ繰り上げる。

（中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部改正）

第二条 中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和三十三年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二及び第七条を削り、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十条中「会社法」の下に「（平成十七年法律第八十六号）」を加え、同条を第九条とし、第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とする。

第十三条中「第三十二条及び第三十三条」を「第三十条及び第三十一条」に改め、同条を第十二条とする。

別表第一中「第十一条、第十二条」を「第十条、第十一条」に改める。

別表第二中「第十一条」を「第十条」に改める。

(商店街振興組合法施行令の一部改正)

第三条 商店街振興組合法施行令(昭和三十七年政令第三百二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表第三百八十六条第一項の項及び第三百八十六条第二項の項並びに同条第二項の表第三百五十三条の項中「第五十一条の五第二項」を「第五十一条の七第二項」に改める。

第六条中「第五十一条の四」を「第五十一条の六」に改め、同条の表第八百四十九条第三項第一号の項中「いう」の下に「。以下同じ」を加え、同項の次に次のように加える。

第八百四十九条の二第一号

監査役設置会社

監査権限限定組合以外の組合

第七条第三項の表第三百八十六条第一項の項及び第三百八十六条第二項の項中「第五十一条の五第二項」を「第五十一条の七第二項」に改め、同条第四項の表第八百四十九条第三項第一号の項中「いう」の下に「。以下同じ」を加え、同項の次に次のように加える。

第八百四十九条の二第一号

監査役設置会社 監査役(監

監査権限限定組合以外の組合 監事

	査役が二人以上ある場合にあつては、各監査役)	(監事が二人以上ある場合にあつては、各監事)
--	------------------------	------------------------

第七條第五項の表第三百五十三條の項中「第五十一條の五第二項」を「第五十一條の七第二項」に改める。

(技術研究組合法施行令の一部改正)

第四條 技術研究組合法施行令(平成二十一年政令第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第六條の表第八百四十九條第三項第一号の項中「いう」の下に「。以下同じ」を加え、同項の次に次のように加える。

第八百四十九條の二第一号	監査役設置会社	監査権限限定組合以外の組合
--------------	---------	---------------

第八條第四項の表第八百四十九條第三項第一号の項中「いう」の下に「。以下同じ」を加え、同項の次に次のように加える。

第八百四十九條の二第一号	監査役設置会社 監査役(監査役が二人以上ある場合にあ	監査権限限定組合以外の組合 監事(監事が二人以上ある場合にあつて
--------------	----------------------------	----------------------------------

つては、各監査役)

は、各監事)

第十五条を削る。

第十六条中「会社法」を「会社法第九百三十七条第三項」に、「おける同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおり」を「おいては、同項中「各会社の本店」とあるのは、「会社の本店及び組合の主たる事務所」と読み替えるもの」に改め、同条の表を削り、同条を第十五条とし、第十七条を削る。

第十八条中「会社法」を「会社法第九百三十七条第三項」に、「おける同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおり」を「おいては、同項中「各会社の本店」とあるのは「各組合の主たる事務所又は組合の主たる事務所及び会社の本店」と、「設立する会社」とあるのは「設立する組合又は会社」と読み替えるもの」に改め、同条の表を削り、同条を第十六条とする。

第十九条の表第八十八条第一項の項中「第十五号」を「第十四号」に改め、同条を第十七条とする。

第二十条の表第八十八条第一項の項中「第二十四条各号」を「前条第二項の登記の申請のいずれかにつき」に、「技術研究組合法」を「技術研究組合法第百六十八条において準用する第八十七条第一項の登記の申請について同法」に、「第十五号まで」を「第十四号までのいずれかに掲げる事由があるとき、又は

同法第百五十五条の会社法第九百十一条の登記の申請について」に改め、同条を第十八条とする。

第二十一条の表第八十八条第一項の項中「第二十四条各号」を「前条第二項の登記の申請のいずれかにつき」に、「技術研究組合法」を「技術研究組合法第百六十八条において準用する第八十七条第一項の登記の申請について同法」に、「第十五号まで」を「第十四号までのいずれかに掲げる事由があるとき、又は同法第百五十五条の会社法第九百十四条の登記の申請について」に改め、同条を第十九条とする。

附 則

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四条中技術研究組合法施行令第十九条から第二十一条までの改正規定 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年二月十五日）
- 二 第一条の規定（中小企業等協同組合法施行令第二十二条及び第二十八条第四項の改正規定を除く。）、第二条の規定及び第四条の規定（技術研究組合法施行令第六条及び第八条第四項の改正規定並びに前号に掲げる改正規定を除く。） 会社法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

理 由

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、経済産業省関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。